

税の申告の前に

～申告の日程と、よくあるお問い合わせについて～

市では、2月13日(木)から3月17日(月)まで「平成26年度市民税・県民税申告」と「平成25年分所得税の確定申告」(還付申告などの簡易な申告のみ)の申告相談を行います。

日程表(下表)とよくあるお問い合わせについてお知らせします。申告が必要な人は、期限内の申告をお願いします。

★課税課 ☎1123

相談日に注意ください

2月13日(木)から19日(水)までの申告相談は、セルディで行います。市役所での申告相談は2月20日(木)からとなりますので、日程表をご確認のうえ、お間違えのないようお越しください。

所得税の還付を受ける人へ

所得税の還付を受けるための申告書は、1月6日(月)から本庄税務署に提出又はe-Taxを利用して提出することができます。

申告期間中は会場が非常に混み合いますので、還付申告をする人は早めの申告をお願いします。

税理士による無料税務相談(左ページ)もご利用ください。

よくあるお問い合わせ

Q 収入や所得がなくても申告は必要ですか？

A 収入や所得がなくても次のいずれかに該当する人は、市民税・県民税申告をお願いします。

- ・16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- ・介護保険加入者
- ・後期高齢者医療保険加入者
- ・市営・県営住宅入居者
- ・所得・課税証明書が必要な人



●申告日程表 (受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時)

月	日	曜日	地 区	会場
2月	13	木	児玉南、第一金屋、第二金屋、第三金屋、長沖	セルディ 大・中会議室
	14	金	宮内、飯倉、田端、保木野、塩谷、高柳	
	17	月	秋山、風洞、西小平、東小平	
	18	火	長浜町、鍛冶町、上町、下町	
	19	水	仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	20	木	南、前原、緑、栗崎	市役所6階 大会議室
	21	金	東台、住居表示外(照若町・本町・台町・諏訪町)	
	24	月	日の出	
	25	火	朝日町、五十子、早稲田の杜、東富田、今井	
	26	水	四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
27	木	寿、けや木		
28	金	傍示堂、鶉森、堀田、滝瀬、宮戸、小和瀬		
3月	2	日	市内全域(市民税・県民税申告優先)	
	3	月	牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手	
	4	火	沼和田、山王堂、杉山、新井、三友、都島、万年寺	
	5	水	千代田、見福	
	6	木	中央、本庄	
	7	金	若泉、銀座	
	10	月	駅南、吉田林、上真下、下真下、共栄全域、高関	
	11	火	栄、柏	
	12	水	小島	
	13	木	西富田、蛭川、下浅見、入浅見	
14	金	小島南、下野堂		
17	月	市内全域(市民税・県民税申告優先)		

Q 申告では、どのような書類が必要ですか？

A 次の書類等を用意してください。

- ① 印鑑
- ② 源泉徴収票等の収入の証明となるもの（事業所得者は収支内訳書等、利子や配当がある人は支払調書）
- ③ 雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金の控除を受ける人は、領収書又は証明書等
- ※国民年金保険料を控除にとる人は、日本年金機構から送付されている「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付等が必要です。

④ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など

Q 確定申告をして、所得税が非課税になりましたが、市民税・県民税は課税されました。なぜですか？

A 所得税と市民税・県民税では、控除の金額や課税の計算方法が異なるため、同じ所得金額でも所得税は非課税で、市民税・県民税は課税になる場合があります。

このため、確定申告をする際には、社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除、寡婦（夫）控除、扶養控除などを忘れずに申告してください。

Q 営業収入等の収支内訳書は市で作成しても大丈夫ですか？

A 作成はしません。営業収入、農業収入、不動産収入等のある人は、事前に収支内訳書を作成してください。収支内訳書が作成されていないと、申告を受け付けることができません。

Q 医療費控除を受けた額は、市で作成してもらえますか？

A 支払った医療費の領収書と「医療費の明細書」が必要です。事前に診療を受けた人ごと・医療機関ごとの明細書を作成してください。収支内訳書と同様に、市では明細書の作成はしません。

なお、健康保険、生命保険の制度等からの補填金分は、医療費から差し引くことになっていますので、明細書を作成する際はご注意ください。

※「医療費の明細書」は、税務署、課税課（市役所1階）、市民福祉課（総合支所仮庁舎）の窓口で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

税理士による無料税務相談をご利用ください

下記の税理士事務所では、「平成25年分所得税確定申告」の申告相談及び申告書の作成を無料で行います。希望する人は、各税理士事務所に電話連絡のうえ、相談日時や必要書類等を確認してからご利用ください。

対象 年収600万円以下の給与所得者で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする人、年金受給者で確定申告が必要な人

●無料税務相談日程表（相談時間：午前9時30分～午後4時）

日程	税理士名	電話	事務所所在地	日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(土)	岩堀 薫	②1678	朝日町	2月8日(土)	須永 秀和	②4867	前原
	根岸 精一	②2235	五十子		松本 純一	③0315	上里町三町
	根岸 孝明	②9269	栗崎		三澤 力男	②57988	朝日町
	松本 和弘	③0315	上里町三町	2月10日(月)	浅見 秀子	②40679	西富田
青木 貴子	②3491	南	櫻場 秀夫		②13438	前原	
坂本未知夫	②3179	けや木	西尾 裕之		③6672	上里町七本木	
2月3日(月)	野沢 一雄	④2696	上里町神保原町	松本 悦子	②1965	若泉	
	山田 米雄	③6361	上里町七本木	2月12日(水)	池田 敦司	⑦7901	西富田
	石田九洲男	②6857	本庄		松本 健	②5614	本庄
2月4日(火)	木村 睦子	③1120	けや木	真々田 豊	⑦4529	東台	
	黒澤 祥一	③1414	上里町七本木	2月13日(木)	角谷 高之	②5370	駅南
2月5日(水)	岩堀 忠雄	②1678	朝日町		田中 圭二	②3733	栗崎
	黒田 浩次	②6745	見福	田村加代子	③8859	上里町金久保	
	三沢 俊之	②2800	朝日町	2月14日(金)	田村 幸一	⑦7808	下野堂
2月6日(木)	柴崎 厚	②0606	栄		塚本 雅俊	⑦4910	上里町七本木
	菅沼 年男	②1031	児玉町下浅見	目時 悟	③8859	上里町金久保	
2月7日(金)	塚本 富雄	⑦0684	美里町下児玉	2月15日(土)	小川 輝	②0888	牧西
	小暮眞一郎	③2141	上里町勅使河原		藤井 桂一	②3625	見福
	多賀谷 実	②17871	見福		宮田 昌代	③2764	上里町七本木
	山下 政信	②1317	児玉町吉田林				

*お問い合わせは、関東信越税理士会本庄支部（☎②7091）へ